

# 1 人権享有主体性

## 1 外国人の人権

基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶとされている（マクリーン事件／最大判昭 53. 10. 4）

### 外国人の人権享有主体性に関する判例の整理

	争点	結論	判旨
①	入国の自由 (最大判昭 32. 6. 19)	×	憲法上、外国人は、わが国に入国する自由を保障されているものではない
②	在留の権利 (マクリーン事件／最大判昭 53. 10. 4)	×	憲法上、外国人は、在留の権利なしし引き続き在留することを要求しうる権利を保障されているものではない
③	再入国の自由 (森川キャサリーン事件／最判平 4. 11. 16)	×	わが国に在留する外国人は、憲法上、外国へ一時旅行する自由を保障されるものでないから、外国人の再入国は、憲法 22 条により保障されない
④	出国の自由 (最大判昭 32. 12. 25)	○	外国移住の自由は、その権利の性質上外国人に限って保障しないという理由はない
⑤	政治活動の自由 (マクリーン事件／最大判昭 53. 10. 4)	○ (限定付)	政治活動の自由は、わが国の政治的意志決定またはその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることができないと解されるものを除き、その保障が及ぶ

⑥	国政レベルの選挙権 (最判平5.2.26)	×	国会議員の選挙権を有する者を日本国民に限っている公職選挙法の規定は、憲法15条、14条に違反しない
⑦	地方レベルの選挙権 (外国人地方参政権事件／最判平7.2.28)	×	93条2項にいう「住民」は日本国民を意味し、在留外国人に対して選挙の権利を保障したものとはいえないが、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する立法措置を講ずることは、憲法上禁止されていない
⑧	公務就任権 (東京都保健婦管理職選考受験資格確認等請求事件／最大判平17.1.26)	×	「公権力行使等地方公務員」に外国人が就任することは想定されていない。そして、日本国民に限って管理職に昇任できるとすることは平等原則に違反しない
⑨	社会権 (塩見訴訟／最判平元3.2)	×	社会保障上の施策において自国民を在留外国人より優先的に扱うことも許される
⑩	みだりに指紋の押捺を強制されない自由 (指紋押捺拒否事件／最判平7.12.15)	○	何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有し、この自由は、わが国に在留する外国人にも等しく及ぶ